

吉見病院委員会設置に関する規程

(目的及び設置)

第1条 地域からの信頼の確保と病院（施設）運営の円滑化を図るため、次条に定める委員会・会議等を設置する。

(名称及び分掌内容)

第2条 名称及び分掌内容は次のとおりとする。

名 称	分 掌 内 容
医療安全管理委員会	医療安全、医薬品安全、医療機器安全
医療ガス安全管理委員会	医療安全、医療機器安全
院内感染対策委員会	感染症対策
褥瘡対策委員会	褥瘡対策
栄養管理委員会／栄養マネジメント会議	給食管理・栄養管理・栄養計画
口腔ケア会議	口腔ケア及び指導
虐待防止委員会 (身体拘束最小化チーム)	高齢者虐待防止（身体拘束廃止）対策
介護サービス担当者会議	介護サービス計画
認知症ケア会議	認知症看護介護計画
災害（BCP）委員会	環境衛生、防災・事業継続対策及び訓練計画
個人情報保護委員会	個人情報保護 ※不定期
診療録開示委員会	診療情報開示 ※不定期
衛生委員会	労務安全衛生管理
業務改善委員会	業務改善向上（看護・介護）
教育・接遇委員会	職員研修・健康講座等企画実施
レクリエーション委員会	職場環境の向上・院内イベント企画実施
生産性向上委員会	業務効率化・生産性向上に資する検討
清掃委員会	環境整備・清潔維持管理・感染予防等
適切なコーディングに関する委員会	診療録（事務連絡会内）
※時間外実施	戦略会議、リハ科会議、運営会議

(委員構成)

第3条 前条に定める委員会の構成員、開催頻度、委員の任期他は委員会毎に定める。

(記録)

第4条 議事内容は、その概要を記録保管し、全職員（関係者のみの場合あり）が閲覧し情報を共有する。

(調整等)

第5条 各委員会の協議事項のうち、特に重要と思われる事項について、運営会議（または理事会）等に諮り調整を行う。